

## 理事選出に関する細則

- 第1条 理事の同一役職における再任は3期までとする。
- 2 補欠のために選出された期間は、第1項の再任の任期には含まれないものとする。
- 第2条 理事の選出は理事改選前年度末の理事会において行う。
- 第3条 理事長は、理事改選前年度の2月1日までに立候補および推薦の公示を行うものとする。公示の内容は次のとおりとする。
- ① 受付期間
  - ② 役職
  - ③ 手続き方法
  - ④ 選出方法
  - ⑤ その他必要と思われる事項
- 第4条 立候補する者及び推薦される者は、理事改選年の総会時において本連盟の理事等への被選任資格を持つ者とする。
- 2 推薦する者は、理事改選前年度において、本連盟の総会での議決権を持つ者とする。
- 第5条 立候補する者は、立候補届を理事長に提出する。
- 2 推薦は、推薦者自身により本人の意思を確認し推薦届を理事長に提出する。
- 第6条 理事会での理事の選出後総会までに理事の役職を遂行できなくなった者が生じた場合は、再度公示を行い総会までに理事会で選任する。
- 第7条 理事に欠員が生じた場合は理事会において補充する。必要がある場合は常任理事会において代行を置くことができる。
- 第8条 この細則は理事会の議決を経なければ変更できない。
- 附 則
- 1 この細則は、平成19年1月1日より施行する。
  - 2 この細則は、平成28年4月2日より施行する。